

第22回大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会
近年の災害発生と災害廃棄物処理状況および
ブロック行動計画への反映の検討

令和8年6月11日

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

- ✓ 近年、地震・豪雨を主として大規模な災害が多発している
- ✓ 災害廃棄物処理の主体は自治体であるが、大規模災害時は自治体単独での処理は困難なため、様々な主体による連携・支援が重要



出典：環境省，災害廃棄物対策フォトチャンネル<https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/photo_channel/>

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

✓ 大規模な災害と災害廃棄物発生量・処理期間

(概ね2.7年での処理を推奨)

年月	災害名	災害廃棄物発生量	処理期間
1995年1月	阪神・淡路大震災	1500万トン ¹⁾	約3年
2004年10月	新潟中越地震	60万トン ¹⁾	約3年
2011年3月	東日本大震災	3100万トン ¹⁾ (津波堆積物1100万トン含む)	約3年 (福島県除く)
2014年8月	広島土砂災害	52万トン ¹⁾	約1.5年
2018年4月	熊本地震	311万トン ¹⁾	約2年
2018年7月	西日本豪雨災害	189万トン ¹⁾ (主要被災地の岡山、広島、愛媛の合計)	約2年
2018年9月	北海道胆振東部地震	7.4万トン ²⁾	約2.5年
2020年7月	令和2年7月豪雨	42万トン ³⁾	約2.5年
2024年1月	令和6年能登半島地震	400万トン ⁴⁾ (石川県の合計)	
2024年9月	令和6年奥能登豪雨	10万トン ⁴⁾ (石川県の合計)	約2.5年 (予定)

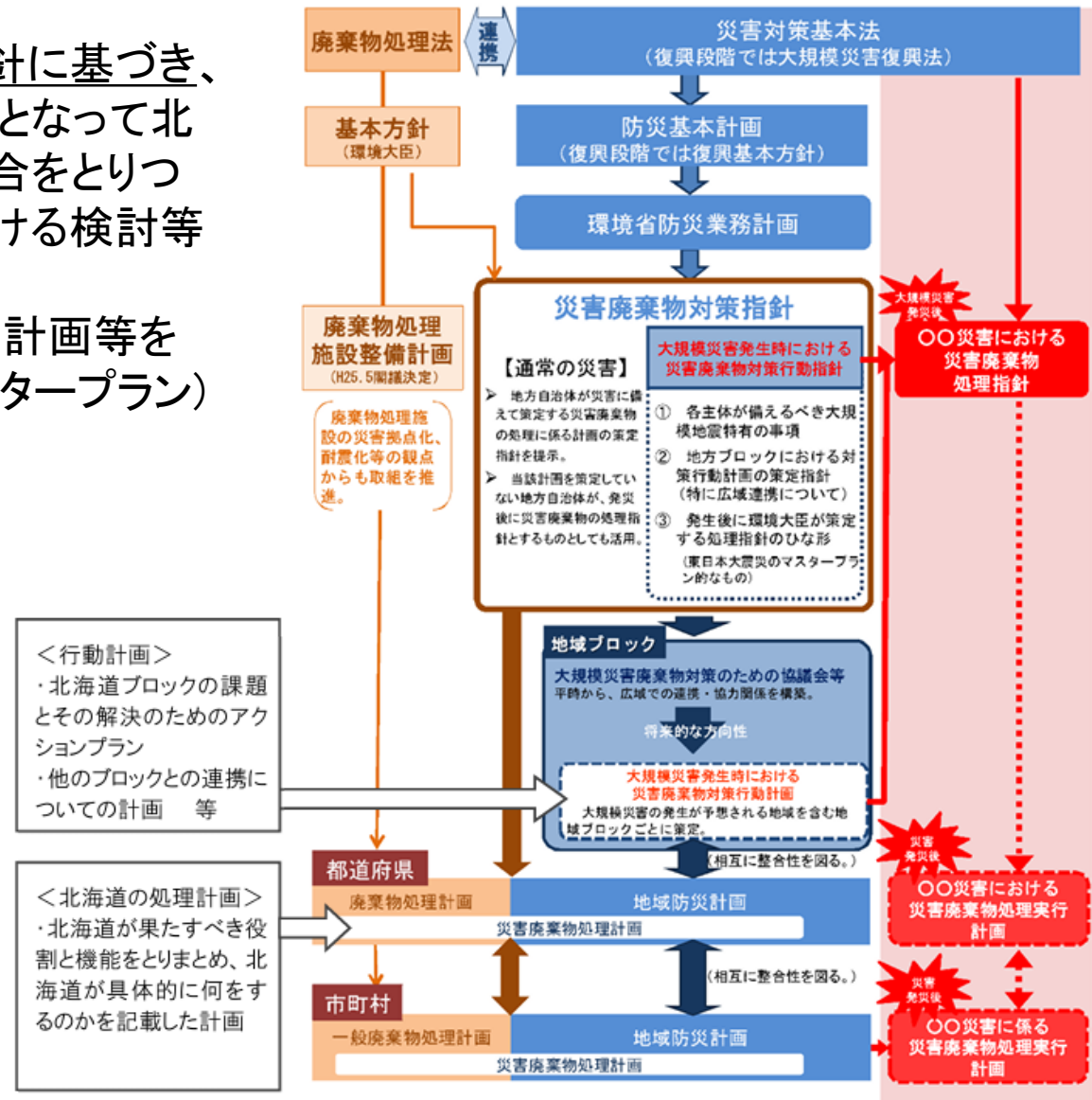
出典

- 1) 環境省近畿地方環境事務所, 令和5年, 「災害廃棄物処理の概要について」
- 2) 環境省北海道地方環境事務所, 令和3年, 「平成30年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」
- 3) 環境省, 令和7年, 「これまでの大規模災害における取組のポイント及び課題への対応」
- 4) 石川県, 令和7年, 「公費解体加速化プランの改定～公費解体見込棟数の見直しと令和6年奥能登豪雨影響の追加」

ブロック行動計画の位置づけについて

行動計画は環境省の行動指針に基づき、北海道地方環境事務所が主体となって北海道や市町村の処理計画と整合をとりつつ、北海道ブロック協議会における検討等を踏まえ策定する。

発災後は、環境省がこの行動計画等を基に災害廃棄物処理指針(マスタープラン)を作成し、公表する。



ブロック行動計画の改訂に向けた検討について

■ これまでの策定・改定状況

年月	行動計画策定・改定状況
平成29年3月	第1版
	第2版
令和6年2月	・対象とする災害シナリオの設定、エリア分科会の設置等を反映 ・災害廃棄物対策指針 技術資料改定(令和5年4月)に基づき災害廃棄物発生量を見直し ・し尿推計量と処理能力の比較を新規追加 等
令和7年3月	一部修正(資料編) ・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における災害廃棄物発生量を更新 (北海道提供の津波浸水想定区域図に基づく) ・日本海溝沿いの巨大地震、千島海溝沿いの巨大地震に分けた災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積、処理可能量との比較結果を追加
令和8年2月	一部修正(本編) ・複合災害の発生について追記 ・家屋の損壊、公費解体の想定について追記 ・仮設焼却炉の活用事例に関するコラムを追記 ・体制を確保すべき関係者に関する補足を追記 ・離島における運搬の方針について追記

■ 令和8年度 ブロック行動計画の改訂に向けた検討について

近年の大規模災害(地震や水害)での廃棄物処理状況の知見や
令和7年度に北海道が公表した「日本海沿岸の地震・津波被害想定」などを
基にしたブロック行動計画の改訂を検討する。

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年8月豪雨(熊本県)

- …10日から11日にかけて、熊本地方を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、記録的短時間大雨情報が発表された。
- …熊本県内広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生
＜人的被害30名 住家被害8,481棟 被害額約1,872億円＞



道路崩壊（甲佐町）



法面崩壊（上天草市）



浸水被災店舗（玉名市）

熊本県の対応（「令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン」令和7年12月資料より）

- 被災者から搬出された災害廃棄物（片付けごみ）の処理は完了し、被災市町村において、全壊建物に係る公費解体に着手。
- 宅地内に堆積した土砂については、環境省、国土交通省の事業を活用して撤去に着手し、道路や河川、宅地内に堆積した災害発生土砂については、新規県営工業団地（八代市事業区）予定地の一部への仮置きを実施。
- 被害にあったい草の原草、肥料、農薬等を環境省、農林水産省の連携した取扱いにより災害廃棄物として処理。

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年8月豪雨(熊本県)

<課題>

- 災害廃棄物の早期適正処理について、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨の被災市町村では、過去の経験を活かし迅速かつ的確に対応できたが、近年大きな災害を経験していない市町村では処理体制構築等の対応に係る負担が大きかった。

<改善の方向性>

平常時から、災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や、災害対応力の向上を進めておく必要がある。
⇒「顔の見える関係づくり」「災害廃棄物処理のノウハウ継承」

<概ね3年間で達成すべき目標>

- ① 被災市町村のスケジュールに即した、可能な限り早期の災害廃棄物処理完了。(※市町村の処理量に応じ速やかに実施。)
- ② 災害廃棄物の早期適正処理のため協力が不可欠な、市町村、九州地方環境事務所、関係機関((一社)熊本県産業資源循環協会等)との間で、平常時から緊密な連携体制を構築する。
- ③ 県内で、いつ、どこで災害が発生しても早期に適正処理ができるよう、平常時から市町村の災害廃棄物に係る対応力の向上を図る。

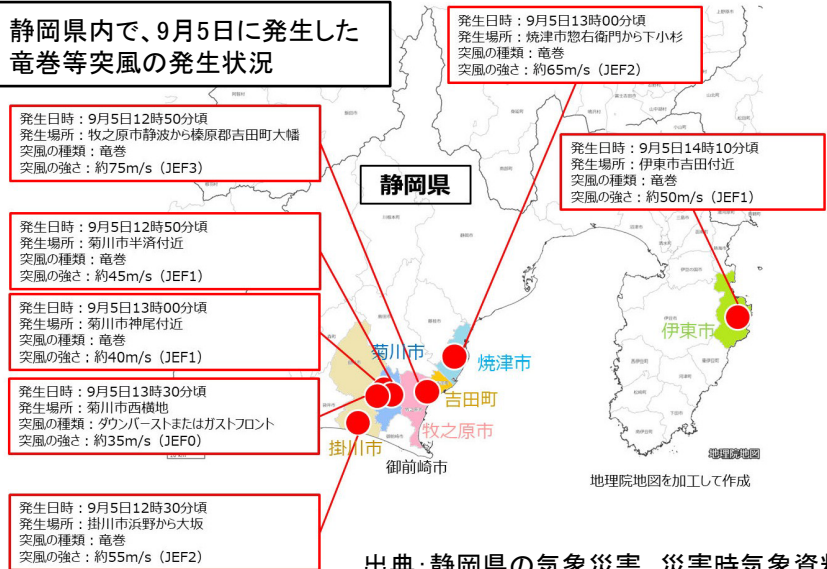
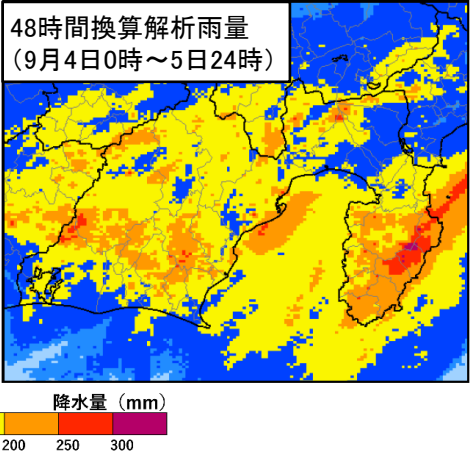
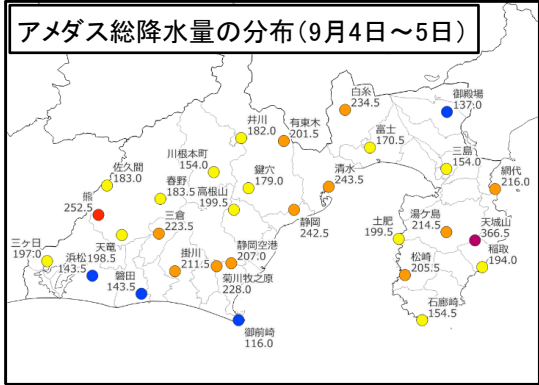
3 年 間 の 取 組 み ロ ー ド マ ッ プ	取組内容	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)
	①災害廃棄物の 処理完了	被災市町村のスケジュールに即した、可能な限り 早期の災害廃棄物処理完了に向けて、市町村に おける災害廃棄物処理(公費解体手続等を含む) を支援 ※国の災害等廃棄物処理事業費補助金は R8(2026)まで活用(見込)		
	②早期適正処理 に係る連携体制 の構築	災害廃棄物処理対策連絡協議会の設置 情報共有会議、市町村担当課長会議 など		
	③市町村の災害 廃棄物に係る対 応力の向上	市町村職員等への災害廃棄物処理に係る普及啓発 ・新任担当職員研修 ・市町村の防災会議等で災害廃棄物処理をテーマに取り上げ、 幹部職員の意識向上を図る ・ロールプレイング方式による図上演習 など 市町村の災害廃棄物処理に関する技術的支援 ・市町村廃棄物処理計画の見直しの支援 ・(災害廃棄物に係る)位置き場選定、設置、運営等に関すること ・災害発生時の個別事業への助言 ・災害対応後の検証、提言 など		

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年台風第15号(静岡県)

…令和7年9月5日、静岡県は令和7年9月5日に台風第15号の影響で、河川の増水、低地の浸水及び土砂崩れにより、住家等に被害が発生した。さらに複数の市町で竜巻などによる突風が発生し、多数の家屋等の屋根の飛散や電柱の折損などの物的被害や人的被害も発生した。また、交通障害やライフラインへの大きな影響もあった。

- アメダス総降水量は、天城山(伊豆市)で366.5mm、熊(浜松市天竜区)で252.5mm を観測した。
- 1時間降水量は、菊川牧之原(菊川市)で127.0mm、静岡空港(牧之原市)で113.0mm、網代(熱海市)で96.5mm、掛川(掛川市)で94.0mm を観測し、統計開始以来の1位を更新した。



発生場所	種類	突風の強さ
牧之原市静波 ～ 榛原郡吉田町大幡	竜巻	約75m/s
焼津市惣右衛門 ～ 下小杉	竜巻	約65m/s
掛川市浜野 ～ 大坂	竜巻	約55m/s
伊東市吉田付近	竜巻	約50m/s
菊川市半済付近	竜巻	約45m/s
菊川市神尾付近	竜巻	約40m/s
菊川市西横地付近	ダウンバーストまたはガストフロント	約35m/s

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年台風第15号(静岡県)

静岡県掛川市の対応

(全国自治体情報「台風15号被害による災害ごみの処理方法(掛川市)」より)

- ・ 市民・事業者ともに、環境資源ギャラリー(掛川市満水2319)で災害ごみの無料受け入れを実施。
- ・ 受け入れ可能なごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、瓦、金属くず、畳、木くず、家具、布団、ガレキなどとし、家電リサイクル法対象家電は不可。

静岡県牧之原市の対応

(読売新聞「牧之原災害ごみ処理課題 台風15号 仮置き場増設、搬出急ぐ」令和7年9月17日より)

- ・ 静波海岸駐車場の約5000平方メートルを仮置き場にしたが、すぐに満杯となり、7日に東萩間の県有地を借りて仮置き場を増設。
- ・ 16日昼時点で、2か所の仮置き場に延べ約3900台の車両が災害ごみを運び込まれた。
- ・ 10日から運搬業者に委託し、仮置き場からの搬出も始めた。

静岡県の対応(台風第15号による被害等への県の対応について【第37報】より)

- ・ 環境省関東地方環境事務所と9月8日(月)に牧之原市及び吉田町、9日(火)に菊川市、藤枝市及び焼津市における災害廃棄物の処理状況の調査を実施。
- ・ 仮置場からの災害廃棄物の搬出等について、被災市町から支援要請があったことから、平成19年度に県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、協会へ協力を要請。

3 人的・物的被害の状況(被害原因(竜巻・大雨等)の内訳は不明)

市 町	人的被害(単位:人)					物的被害(単位:棟数)							
	死者	うち災害関連死	行方不明	重傷	軽傷	住家						非住家 ^{※1}	
						全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他
伊東市					1		2	14			16		8
静岡市							6	13	8	30	57		
焼津市					2		4	209	2	10	225		
藤枝市							12	5	7	34	58		
島田市								6	1	34	41		
牧之原市				11	64	73	268	993		6	1,340		31
吉田町	1 ^{※2}			4	7	3	24	393		3	423		41
浜松市 ^{※3}					1								
磐田市										1	1		
掛川市							2	26		14	42		
袋井市										6	6		3
御前崎市							1	18		1	20	3	34
菊川市								75	4	52	131		
計	1			15	75	76	319	1,752	22	191	2,360	3	117

※1 物的被害の非住家は、半壊以上の被害である。

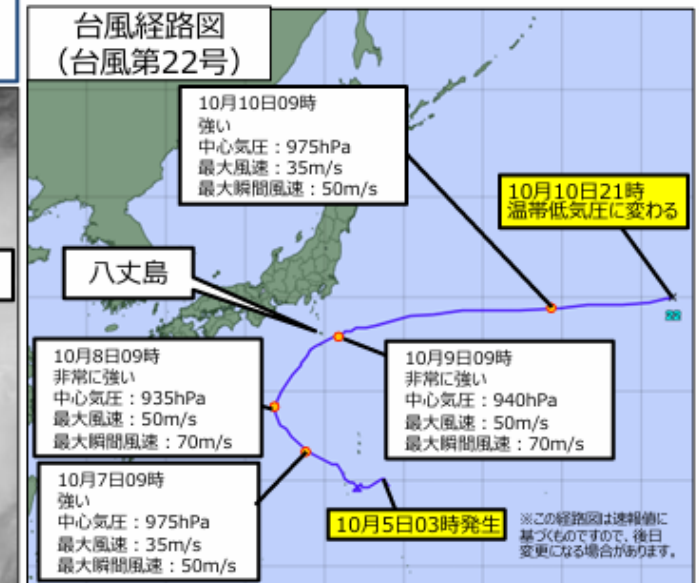
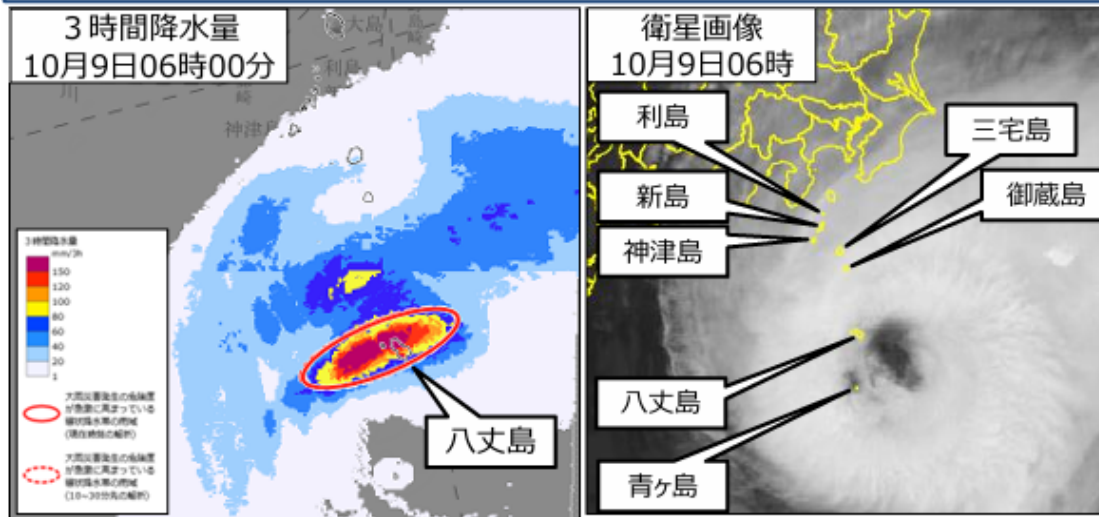
※2 吉田町の死者の詳細

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年台風第22号及び第23号

- …八丈島内全域で台風の暴風による屋根の飛散や外壁損壊、さらに、線状降水帯による大雨と暴風、斜面崩壊による土砂災害が発生。
- …伊豆諸島では風が強まり最大風速30m/sを超える猛烈な風を観測し、八丈町では10月の最大風速の1位の値を更新した。

■ 人的・住家被害（令和7年10月13日10時00分消防庁とりまとめによる）
・ 死者、負傷者なし
・ 多数の建物被害あり（調査中）



左：東京都伊豆諸島に線状降水帯が解析された時の3時間降水量 中央：台風が伊豆諸島付近を通過した時の気象衛星画像 右：台風経路図

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年台風第22号及び第23号

東京都八丈町の対応

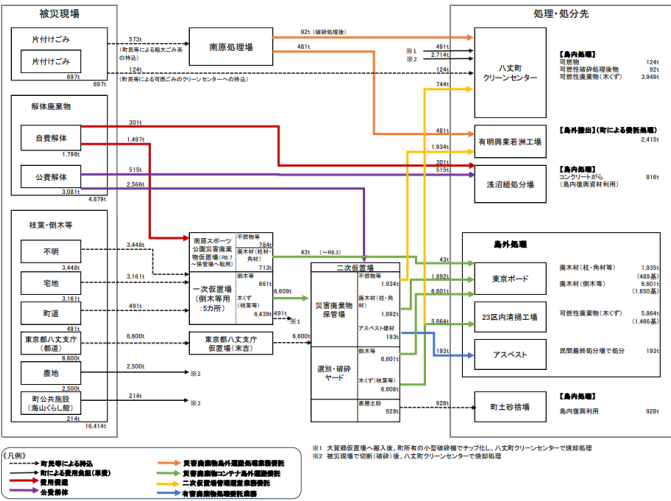
（「令和7年台風第22号・第23号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画」第2版より）

- ・ 発災後、家屋等から排出される片付けごみや自費解体に伴い排出された災害廃棄物の仮置場への搬出が行われ、令和8年4月以降、損壊家屋等の公費解体や枝葉や倒木の回収も本格的に開始。
- ・ 島内処理だけは目標期間内での処理が難しいため、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行った上で、島外へ搬出し、目標処理期間内での処理完了を目指す。
- ・ 町が有明興業（株）への委託により、南原処理場で計量等を行った上で、有明コンテナ（8m³）に積込みを行い、有明興業（株）の若洲工場へ島外搬出（町による島外処理）。

東京都の対応

（「令和7年台風第22号・第23号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画」第2版より）

- ・ 東京都及び公社の3者で締結した「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」により、東京都が島内外処理に係る総合調整を担うほか、島外処理に係る船舶輸送、内地での陸送及び内地での処理委託については、公社が、町から災害廃棄物等の処理の包括委託を受け、再委託により実施。
- ・ 島外への搬送に当たっては、災害廃棄物等の搬送専用の都コンテナを利用して密封性を保ったまま、地域海運業者の定期航路を利用した船舶輸送及び東京港から処理施設まで陸送。



出典:「令和7年台風第22号・第23号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画」第2版 資料より

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和 7 年台風 22 号・23 号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画(概要版)

【現 状】(令和 7 年 12 月時点)

□災害廃棄物等の処理見込量:約15万 t

□解体対象建物:49 棟
(住家:18 棟、非住家:31 棟)

(災害廃棄物等の種類別処理見込量)

廃棄物の種類		処理見込量 (t)
災害廃棄物等	家屋等から発生する災害廃棄物等	7,400t
	片付けごみ、解体廃棄物等	
その他・倒木等	倒木等	21,000t
	選別処理が必要な土砂等	
合計		145,400t

【実行計画策定の目的】

災害廃棄物等を生活環境の保全等に配慮しつつ、適切かつ円滑、迅速な処理を進めるために必要な事項を整理

【災害廃棄物処理等の処理方針】

第一 優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。

第二 災害廃棄物等は、できる限り島内で処理を行う。島内で処理を行うことが困難な災害廃棄物等は、島内で前処理を行った上で、島外でその後の処理を行う。

第三 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。

第四 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者委託を行う。

第五 災害廃棄物の島外への運搬は、八丈島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。

第六 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。

第七 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

(令和7年11月13日八丈町公表)

【処理期間】

□処理完了:令和 8 年 12 月末
(仮置場の原状復旧完了:令和 9 年 3 月末)

【仮置場等の位置図】(数量は令和 7 年 11 月末時点)

【八丈町災害廃棄物等の処理フロー】

被災現場	仮置場	搬出先
市街地等	(1)家屋等から発生する災害廃棄物等 片付けごみ 解体廃棄物等	コンクリートから(再資源化) 金属くず、4家電、不燃物、混合廃棄物(積替え保管・再資源化) 安定・管理型・土砂等(埋立処分) 可燃性粗大等 可燃性産業物(木くず等)(焼却処分) 廃木材(柱・角材、倒木等)(マテリアルリサイクル)
	(2)その他・倒木等 倒木 産業物混じり土砂等	島内事業者(委託処理) 町による委託処理(島外搬出) 検討中 町焼却施設 町焼却施設 島外搬出(1:公財)東京環境公社
土砂等	選別処理が必要な土砂等(支庁、町道、その他)	土砂・倒木等選別(旧木島小学校グラウンド等) 土砂資材置場等

【全体工程表】

工程	令和7年度												令和8年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
町災害廃棄物処理実行計画	決定	詳細計画	前面の見直し、決定																					
片付けごみ等における住民等による持込																								
一次仮置場の運営	片付けごみ(建材等)	①南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場	運搬	搬出	原状復旧																			
	倒木等	②大賀郷仮置場	運搬	搬出	原状復旧																			
		③三根仮置場	運搬	搬出	原状復旧																			
		④根立仮置場	運搬	搬出	原状復旧																			
		⑤中之郷仮置場	運搬	搬出	原状復旧																			
		⑥未古仮置場	運搬	搬出	原状復旧																			
二次仮置場の整備、運営	南原スポーツ公園の隣接地	整備	搬出	原状復旧																				
島内処理	片付けごみ等(可燃ごみ、片付けごみ、コンガラ等)	①町クリーンセンター ②浅沼組砕石再生プラント	処理	処理	処理																			
町による委託処理	片付けごみ等(4家電、不燃物、混合廃棄物)	③八丈町南原処理場 (有明興業八丈島営業所)	処理	処理	処理																			
島外処理	廃木材、可燃性産業物(木くず等)	(公財)東京環境公社へ包括委託(23区内の清掃工場・民間リサイクル施設)	海上輸送・マテリアルリサイクル・焼却処分																					

【処理のロードマップ】

一次仮置場の一部撤去 令和 8 年 1 月末

一次仮置場の撤去 令和 8 年 3 月末

処理完了 令和 8 年 12 月末

仮置場の原状復旧完了 令和 9 年 3 月末

出典:「令和 7 年台風第 22 号・第 23 号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画(概要版)」資料より

12

日本海沿岸の地震・津波被害想定について(R7年度北海道公表)

令和7年6月公表

日本海沿岸の「地震・津波被害想定」の概要

北海道
北海道防災会議地震防災対策における
減災目標設定に関するワーキンググループ

- 日本海沿岸で最大クラスの地震・津波が発生した際に想定される具体的な被害を算定して、その規模等を明らかにすることにより、道民の皆様に日頃から災害に備えることの重要性を周知するとともに、被害の最小化に向け、地域における防災対策の立案と今後策定する減災計画の基礎資料とすることを目的としています。
- 被害想定は、過去の災害などに基づいて算定した推計であり、避難時間の短縮や行政をはじめとする様々な主体の取組により被害を軽減することができます。

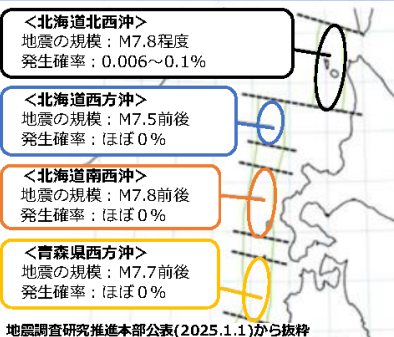
日本海沿岸の地震の特徴

○ 地震の特徴と地域特性

日本海沿岸で想定している地震は、陸地に近いところにある断層により発生するため、揺れが大きくなることに加え、地震発生から津波到達までの時間が短いという特徴があります。

○ 想定する地震の発生確率等

国は、30年以内の北海道沖での地震発生確率を0～0.1%と公表しています（本想定は15断層モデルの確率ではありません）が、発生確率が低くても日頃からの備えが重要です。



被害想定的前提条件・手法

○ 断層モデルの設定

2017年に「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」で設定した15断層モデルとしました。

○ 想定する津波

国の検討会が示した考え方を基本とし、道のWGが2017年に公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」等の結果を用いています。

○ 想定手法

中央防災会議の手法を参考に時間帯別の人口動態や建物所在地等を可能な限り反映しています。

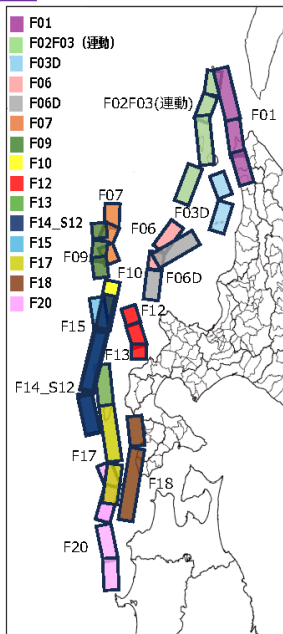
○ 推計する時期・時間帯

発生時期等により被害が異なるため「夏・昼」「冬・夕」「冬・深夜」の3パターンで推計しています。

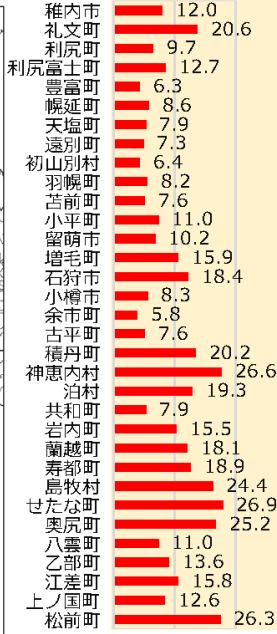
○ 避難行動の違い

直ちに避難70%(高)と20%(低)の2パターンで推計しています。

【断層モデル】



【最大津波高 (m)】



被害想定の結果（被害が最大となるもの）

○ 建物被害

- ・全壊 約16,000棟 (F01・冬)

○ 人的被害

- ・死者 : 約 7,500人 (F17 / 冬・深夜、早期避難率が低い場合)
- ・負傷者 : 約 5,300人 (F01 / 冬・深夜、早期避難率が低い場合)
- ・要救助者 : 約 5,600人 (F01 / 冬・夕方)
- ・低体温症要対処者 : 約 4,100人 (F02F03連動 / 冬・夕方)
- ・避難者 : 約59,000人 (F06D / 発生直後)

○ その他想定される被害

塀の転倒、災害関連死、避難者・避難所生活、帰宅困難者、鉄道・港湾・空港、上下水道、電力、通信、ガス、災害廃棄物、道路・交通、集客施設、孤立集落、農業・酪農・漁業被害など能登半島地震も参考に30項目273事例を記載しています。

被害の軽減に向けて

○ 避難行動の違いによる減災効果

直ちに避難する人の割合が増えることにより、人的被害が減少することが推計。避難意識の醸成、避難の準備、ハザードマップの確認、訓練の実施で減災効果が高まります。

○ 津波避難ビルの指定、避難路等の整備、建物の耐震化

津波避難ビルの指定、避難路や避難階段の整備、避難場所の確保、建物の耐震化、家具の固定等により、さらなる人的被害や建物被害の軽減が可能となります。

被害想定への今後の対応

・本想定は最大クラスの想定であり、次にどのような地震が発生するかは分かりません。津波から命を守るためには決して諦めないことが最も重要であり、日頃からハザードマップを確認し、強い揺れを感じたら素早く、より高いところに避難することが大切です。

・住民参加型の訓練や防災教育を加速させるとともに、家庭では家具の固定や備蓄など「日頃からの地震への備え」が重要です。

・この被害想定の結果を悲観するのではなく、地震に対し正しく恐れ、正しく備え、ソフト・ハード対策を総動員し、今後の防災対策や中長期的な視点に立った災害に強いまちづくりのために活かしていく必要があります。

ブロック行動計画の改訂検討項目(案)

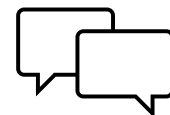
● ブロック行動計画改訂検討項目(案)＜本編＞

ブロック行動計画	改訂案
3-1 災害廃棄物処理における北海道の特性 (1)地形・地勢・気候 (2)人口及び都市形成 (3)交通網 (4)産業	公表されている最新データへ更新 (参考:令和7年国勢調査、北海道データブック2025)
3-2 対象とする災害シナリオの設定	日本海沿岸の 地震・津波被害想定を追加

● ブロック行動計画改訂検討項目(案)＜資料編＞

ブロック行動計画	改訂案
1 災害廃棄物の発生量の推計	災害シナリオ(日本海沿岸の地震・津波被害想定)の追加に伴う更新
4 災害廃棄物推計量と処理可能量の比較	
5 仮置場の必要面積	
6 し尿推計量と処理能力の比較	
7 北海道内での連携についての検討	
8 PRTR制度を活用した有害物質に関する情報整理	

反映を検討すべき事項があればご意見を賜りたい。



ブロック行動計画の改訂に向けた検討について

大規模災害時における北海道災害廃棄物対策行動計画(第2版)(令和8年2月修正)

3-2 対象とする災害 シナリオの設定

本計画で対象とする災害を表3-2-1、図3-2-1に示す。

地震災害は、北海道が平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算定を行った24地震54断層モデルのうち、北海道内で被害が大きい内陸型地震(図3-2-1)と、令和4年7月に被害想定が公表された津波を伴う海溝型地震(図3-2-2)をそれぞれ選択しており、災害廃棄物処理について連携等を検討する目的で大規模災害として選定した。

表3-2-1 対象とする災害

内陸型地震	海溝型地震	水害
月寒背斜に関連する断層	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	H28豪雨相当

- 北海道が令和7年6月3日に「日本海沿岸の地震・津波被害想定」を公表
- 日本海沿岸においても大規模地震・津波への備えが必要

- 現行: 月寒背斜に関連する断層、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、水害を対象として被害想定を記載
- 改定案: 対象とする災害シナリオに「日本海沿岸の地震・津波被害想定」を追加

大規模災害時における北海道災害廃棄物対策行動計画(第2版)(令和8年2月修正)

4-6 仮置場の確保の検討

資料編の「5. 仮置場の必要面積」に、必要な一次仮置場面積（月寒背斜に関連する断層と日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、及び H28 豪雨シナリオが発災した場合）を示す。

5. 仮置場の必要面積

対象とした各地震について必要となる一次仮置場の面積を表6に示す。

月寒背斜に関連する断層の場合、北海道で163haの面積が必要で、そのうち石狩振興局では159haが必要となる。また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道で1,687haの面積が必要で、そのうち渡島総合振興局で501haが必要となる。水害シナリオでは、北海道で1.3haの面積が必要となる。

仮置場は、災害時に早い段階で必要となるため、平時に候補地を選定しておくことが望ましい。

表6 必要な一次仮置場面積（2つの地震と水害シナリオの場合）

地震	仮置場面積(ha)																
	北海道	道央	空知	石狩	後志	胆振	日高	道南	渡島	檜山	道北	上川	留萌	宗谷	道東	オホーツク	十勝
月寒背斜に関連する断層	163	163	3.2	159	0.4	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	1,687	550	1.0	0.6	0	423	125	502	501	1	0	0	0	0	634	2.5	99
日本海溝沿いの巨大地震	1,055	539	0	0	0	423	115	502	501	1	0	0	0	0	14	0	14
千島海溝沿いの巨大地震	758	124	1.0	0.6	0	44	78	0	0	0	0	0	0	0	633	2.5	99
水害シナリオ	1.3	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1

■：必要な仮置場面積の最大値を示す。

※「災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月 環境省）」により算出（作業スペース割合：1、処理期間：3年）。

- 北海道が令和7年6月3日に「日本海沿岸の地震・津波被害想定」を公表
- 日本海沿岸においても大規模地震・津波への備えが必要

- 現行：月寒背斜に関連する断層と日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、及びH28 豪雨シナリオが発災した想定に基づき仮置場必要面積を算出
- 課題：広大な仮置場面積が必要となる一方、具体的な確保・運用の検討が不十分
- 改定案：被害想定（日本海沿岸を含む）を踏まえ、仮置場の候補地選定・確保及び運用方法の具体化を推進

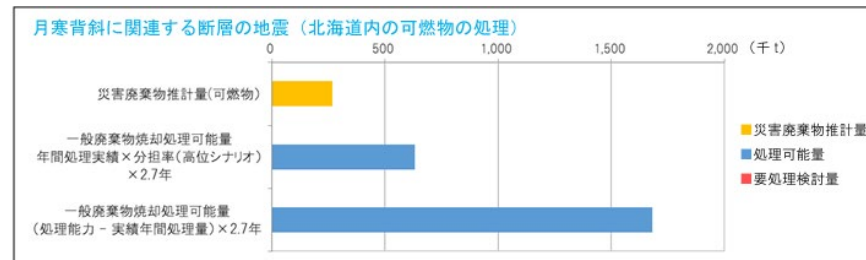
✓ 災害シナリオ追加に伴い、災害廃棄物発生量推計等の被害想定を追加する

種類	災害廃棄物推計量(千トン)																		
	北海道	道央	空知	石狩	後志	胆振	日高	道南	渡島	檜山	道北	上川	留萌	宗谷	道東	オホーツク	十勝	釧路	根室
災害廃棄物量	4,940	4,937	98	4,809	12	18	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0
柱角材	756	755	15	736	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
可燃物	267	267	5	260	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不燃物	1,482	1,481	29	1,433	4	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
コンクリートがら	2,396	2,394	47	2,332	6	9	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	40	39	1	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害廃棄物量	56,314	18,359	30	18	0	14,046	4,265	15,710	15,677	33	15	15	0	0	22,230	77	3,877	14,749	3,527
災害廃棄物量	34,526	11,279	30	18	0	8,883	2,348	13,005	12,972	33	15	15	0	0	10,227	77	538	8,809	803
柱角材	1,761	570	4.6	2.8	0	444	118	655	650	5.1	2.3	2.3	0	0	534	12	38	443	41
可燃物	5,831	1,911	1.6	1.0	0	1,510	399	2,205	2,204	1.8	0.8	0.8	0	0	1,713	4.1	79	1,494	136
不燃物	10,358	3,384	9.0	5.4	0	2,665	704	3,902	3,892	10	4.5	4.5	0	0	3,068	23	161	2,643	241
コンクリートがら	14,181	4,629	15	8.7	0	3,642	963	5,336	5,320	16	7.3	7.3	0	0	4,209	37	228	3,614	330
金属くず	1,028	337	0	0	0	266	70	389	389	0	0	0	0	0	302	0.6	14	264	24
その他	1,368	449	0	0	0	355	94	518	518	0	0	0	0	0	400	0	17	351	32
津波堆積物	21,787	7,080	0	0	0	5,163	1,917	2,705	2,705	0	0	0	0	0	12,003	0	3,340	5,939	2,724

■：北海道内の振興局で災害廃棄物推計量が最も多いことを示す。

※津波堆積物を除く災害廃棄物量

1 災害廃棄物推計量



2 災害廃棄物推計量と処理可能量の比較

地震	仮置場面積(ha)																		
	北海道	道央	空知	石狩	後志	胆振	日高	道南	渡島	檜山	道北	上川	留萌	宗谷	道東	オホーツク	十勝	釧路	根室
月寒背斜に関連する断層	163	163	3.2	159	0.4	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	1,687	550	1.0	0.6	0	423	125	502	501	1	0	0	0	0	634	2.5	99	440	93
日本海溝沿いの巨大地震	1,055	539	0	0	0	423	115	502	501	1	0	0	0	0	14	0	14	0	0
千島海溝沿いの巨大地震	758	124	1.0	0.6	0	44	78	0	0	0	0	0	0	0	633	2.5	99	439	93
水害シナリオ	1.3	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1

5 仮置場の必要面積

✓ 災害シナリオ追加に伴い、災害廃棄物発生量推計等の被害想定を追加する

検討項目		避難者数、し尿収集必要量及びし尿処理施設の能力等														
		北海道	道央	空知	石狩	後志	胆振	日高	道南	渡島	檜山	道北	上川	留萌	宗谷	道東
避難者数 (千人)	月寒背斜に関連する断層	328	328	10	317	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	353	149	0	0	0	127	23	90	90	0	0	0	0	0	114
し尿収集必要量 (kL/日)	月寒背斜に関連する断層	2,271	1,931	120	1,692	47	44	29	143	121	22	61	38	16	8	135
	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	1,147	434	52	25	46	240	70	267	245	22	61	38	16	8	385
し尿処理施設 (kL/日)	処理能力	2,655	927	91	199	306	208	123	579	483	96	529	302	88	140	621
	処理可能量	1,112	402	39	54	138	128	43	175	141	34	270	116	54	100	265

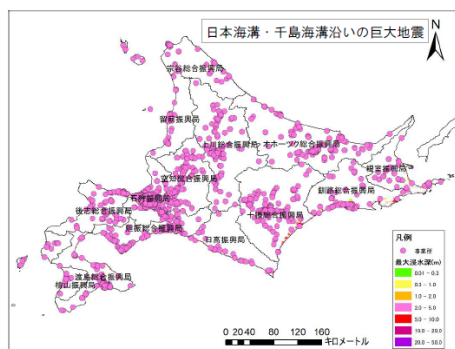
■：し尿収集必要量の最大値を示す。

■：処理能力、処理可能量の最大値を示す。

6 し尿推計量と処理能力の比較

検討項目		連携の要否														
		北海道	道央	空知	石狩	後志	胆振	日高	道南	渡島	檜山	道北	上川	留萌	宗谷	道東
月寒背斜に関連する断層	焼却施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	最終処分場	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	焼却施設	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×
	最終処分場	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	△	○	×
日本海溝沿いの巨大地震	焼却施設	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
	最終処分場	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	△	○	○
千島海溝沿いの巨大地震	焼却施設	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
	最終処分場	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△	○	×
水害シナリオ	焼却施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	最終処分場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○

7 北海道内での連携についての検討



※津波浸水範囲は「太平洋沿岸の津波浸水想定公表資料(データ集)」の津波データを基に作成

図6 PRTR制度による届出事業所(特定第一種指定化学物質)の所在地と津波浸水範囲

図6及び図7にPRTR制度による届出事業所の所在地と津波浸水深、震度分布をそれぞれ示す。

図6に示すとおり、沿岸部の事業所によっては日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震において津波による浸水被害を受けることが想定される。また、図7に示すとおり、届出事業所数の多い石狩振興局及び胆振振興局では日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における震度が大きい。

化学物質を多く取り扱う事業所については、災害時においても平常時と同様に事業者で処理を行うことを基本とするが、周辺環境への流出を防止するため、平常時から対策等を講じるよう情報提供等に取り組んでいくことが必要である。

8 PRTR制度を活用した有害物質に関する情報整理

✓ 令和7年12月に令和7年度災害廃棄物対策推進検討会(第3回)が開催された



本文へ > English キーワード検索 🔍 検索 ヘルプ

ホーム

環境省について

政策

法令

報道・広報

白書・統計

申請・手続き

環境再生・資源循環

ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 環境再生・資源循環 > 廃棄物等の処理

> 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会(第3回)の開催について 議事次第・資料

令和7年度災害廃棄物対策推進検討会(第3回)の開催について 議事次第・資料

日時

令和7年12月15日(月) 15:00~17:30

開催形式

対面及びオンライン(ライブ配信)のハイブリッド形式による開催
以下URLにてライブ配信いたします(12月15日のみ視聴可)。
【環境省災害廃棄物対策情報配信チャンネル (YouTube)】
<https://youtube.com/live/W4EX5BhV2kg>

- 2 議事
- (1) 第2回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会における委員御意見に対する回答

(2) 制度的対応の検討状況について

① 専門支援機能・機関について

② 一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に関する事項の追加について

(3) 各ワーキンググループの検討状況について

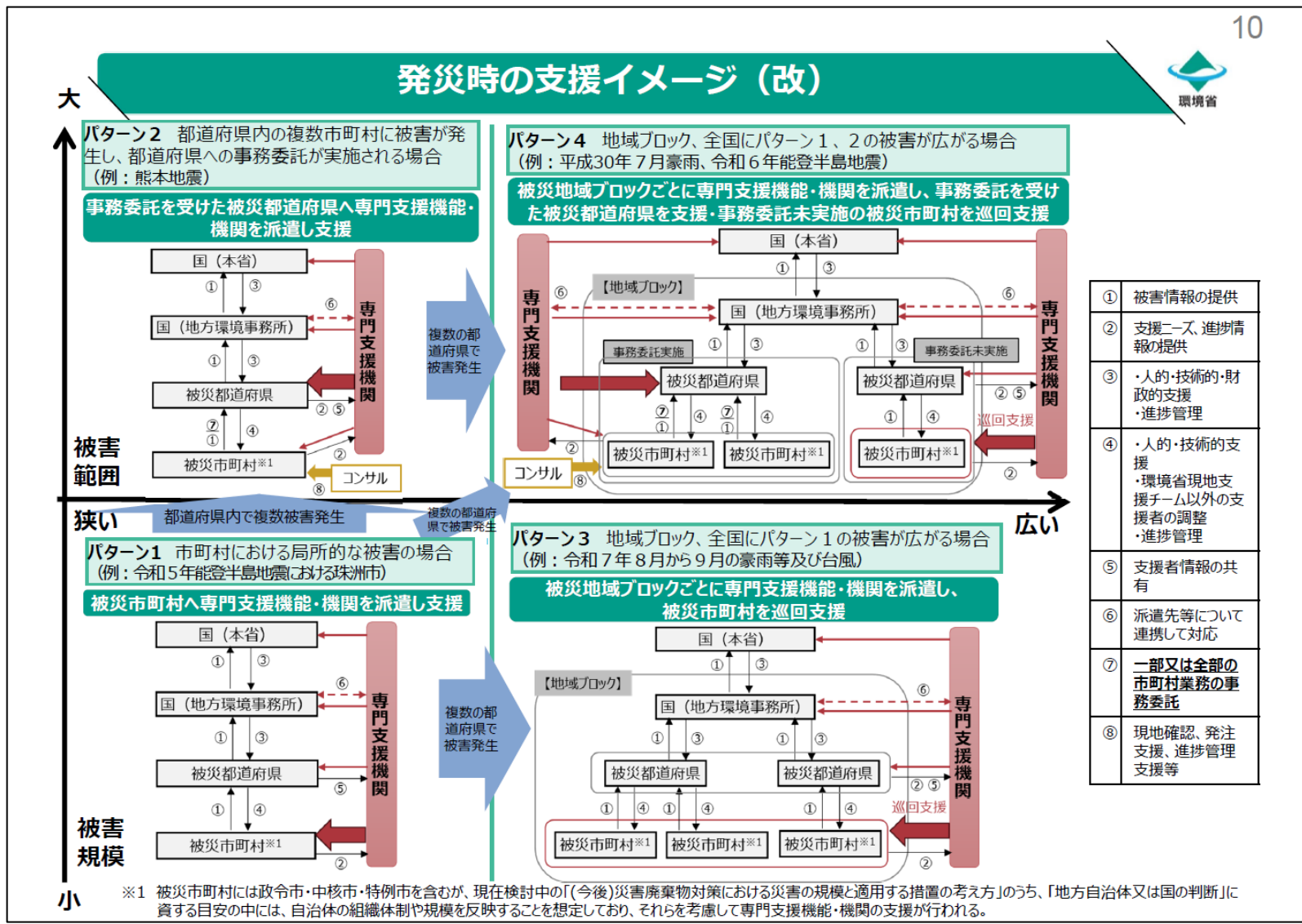
① 技術・システム検討ワーキンググループ

② 地域間協調ワーキンググループ

③ 公費解体に係る損壊家屋等の所有権等に関するワーキンググループ

参考) 環境省環境再生・資源循環局での検討事項

✓ 「専門支援機関」を設置した、発災時の新たな支援スキームを検討

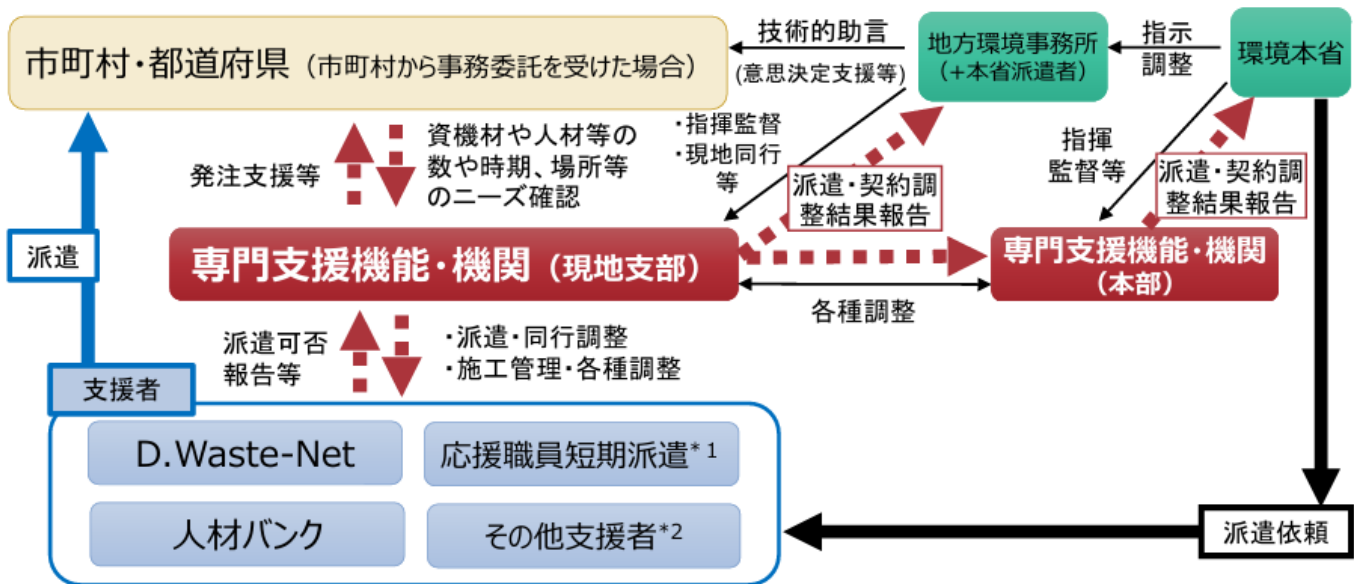




専門支援機能・機関の発災時の支援体制

- 被害規模や被災自治体の体制等を踏まえ、市町村又は市町村から事務委託を受ける都道府県に対し、専門支援機能・機関を現地派遣。
- 災害廃棄物処理進捗管理システム等の提供により、被害情報・災害廃棄物処理情報の集約や当該データを用いた災害廃棄物処理方針の検討を支援。
- 被害情報や被災自治体のニーズを踏まえ、各種支援者の派遣・同行調整を行い、支援者を現地派遣。支援者による継続的な支援が必要となる場合には、被災自治体の発注業務支援、施工管理・各種調整に係る被災自治体の補助・代行を行う。

※第1回災害廃棄物対策推進検討会資料より抜粋の上、一部加筆・修正



*1 地域ブロック協議会が策定する大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画に基づく他自治体職員の派遣

*2 損壊家屋の解体手続きに係る士業(司法書士、行政書士、土地家屋調査士)等



各種支援制度との関係

- 災害廃棄物処理における支援制度（環境省職員派遣を除く）は以下のとおり。専門支援機能・機関は、特に赤枠内、**当省所管制度に関する調整全般・発注支援等及び被災自治体が締結する災害支援協定に基づく支援に関する発注支援等を担う。**
- これまでは、被災自治体（市町村・都道府県）が独自で行う支援調整の状況が分からず、被災自治体の受援状況の全体像を把握することが難しかったが、現地に派遣される専門支援機能・機関が受援状況を把握することで、**被災地域におけるリソース分配の最適化により、効率的な支援を行う。**

	自治体による支援		有識者・民間事業者等による支援
	短期職員派遣	中長期職員派遣	
環境省所管	・ 応援職員短期派遣 (マンパワー支援) ・ 人材バンク (災害廃棄物処理経験者による支援)		・D.Waste-Net 等
総務省所管	・ 応急対策職員派遣制度 (災害マネジメントの支援、避難所運営・罹災証明書発行・住家被害認定調査等のマンパワー支援)	・ 中長期職員派遣制度 (一般職員・技術職員) ・ 復旧・復興支援 技術職員派遣制度 (都道府県等が技術職員を確保し、平時に市町村を支援するとともに、災害時には中長期派遣される)	（専門支援機能・機関により実施） ・初動期現地調査チーム派遣調整 ・自治体職員派遣調整 ・発注支援・施工監理や進捗管理等 発注支援・施工監理や進捗管理等
その他	・各自治体において締結している 災害支援協定 に基づく支援 (災害包括型・災害廃棄物特化型) ・ 都道府県による職員派遣 ・ 全国知事会、全国市長会、指定都市市長会等の各種枠組み における支援		・各自治体において締結している 災害支援協定 に基づく支援 (災害包括型・災害廃棄物特化型)

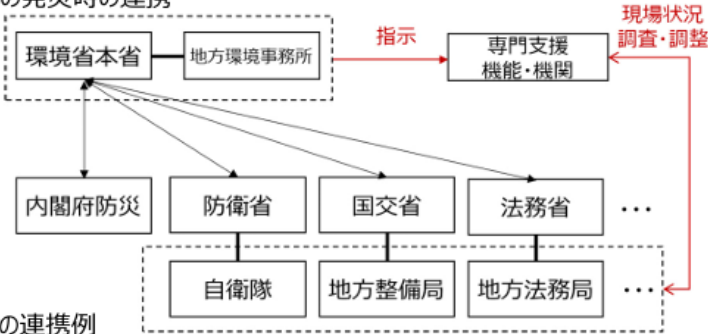
※赤枠外の支援制度については、被災自治体（市町村・都道府県）により調整等が行われるが、専門支援機能・機関においても、環境省と連携し、関係省庁等との調整等により、被災自治体の支援ニーズの充足に向けて支援。



他省庁との連携

- 平時・発災時の他省庁との連携については、従来通り、**環境省を中心**に実施。
- 専門支援機能・機関は、平時には、研究・開発や災害廃棄物処理計画策定支援（仮置場候補地選定等）、空き家対策等の平時対策の取組等において、関係省庁と連携して対応する。
- 専門支援機能・機関は、発災時には、環境省指示の下、特に**現場情報の収集や各省庁の出先機関等との現場レベルでの調整**等により、環境省を支援する。

○他省庁との発災時の連携



発災時の専門支援機能・機関による現場状況調査・調整事項の例

- ・片付けごみの路上堆積場所、堆積量の調査
- ・水害時の宅地内土砂混じりがれきの発生箇所、発生量の調査
- ・職権滅失登記対象建物情報の整理
- ・復興工事におけるコンクリートがらの利用調整 等

○他省庁との連携例

関係省庁	連携内容
内閣府(防災担当)	・緊急災害対策本部・現地対策本部における情報共有、課題への対応
防衛省	・発災時の速やかな災害廃棄物撤去（例：H28熊本地震、H30年7月豪雨、令和2年7月豪雨等） ・「災害廃棄物の撤去等に係る連携マニュアル」（令和2年8月）を策定
国交省・農水省	・国交省・農水省と連携し、がれき・土砂一括撤去スキーム※を構築（例：H30年7月豪雨、令和6年能登半島地震等） ※宅地や農地ごとに個別に対応していた土砂混じりがれきの撤去について、国交省・環境省・農水省が連携し、市町村が一括撤去できるスキーム
法務省	・公費解体に際し、建物性が失われている場合の滅失登記や所有者等の所在が判明しない場合の民法の所有者不明建物管理制度の活用について、公費解体・撤去マニュアルにて周知 ・倒壊家屋等について、法務局による職権滅失登記を実施し、面的な解体・撤去を推進（例：能登地震 輪島朝市等）



具備要件を満たす機関・組織について

- 第2回検討会において専門支援機能を担う候補として示された以下の機関・組織等を比較した。
- これまでの事業・支援実績、具備要件との合致性を踏まえると、**JESCOが最も合致するのではない**か。
- 引き続き、具備要件を満たす機関・組織について検討していく。

	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)	独立行政法人環境再生保全機構 (ERCA)	国立研究開発法人国立環境研究所 (NIES)
性質	事業会社 (全額政府出資の特殊会社)	環境政策執行機関	環境研究機関
業務内容	PCB廃棄物の処理、福島県内の除染に伴い発生した土壌等の中間貯蔵事業	公害等の補償・予防、環境保全活動、研究への支援等に係る資金管理・補助金交付、環境啓発活動	気候変動・大気・水質・生態系・廃棄物などの環境研究
組織形態	JESCOは株式会社であるが、 国からの100%出資機関であり、国と一体となって事業を行うことができる。	独立行政法人は、 中央省庁から独立した法人組織 である。	国立研究開発法人は独立行政法人の一つの形態であり、 中央省庁から独立した法人組織 である。
・特徴 ・これまでの災害廃棄物対応実績	・危険物、有害廃棄物の処理実績が十分で、行政機関の発注・契約事務支援、工事監督支援実績が豊富。 ・令和2年7月豪雨以降、仮置場の現地確認等による助言や広域処理調整、公費解体に係る情報収集等の支援を実施。	・資金管理等の事務処理遂行や住民啓発に長けている。 ・令和2年7月豪雨以降、環境省本省にて災害廃棄物関連情報の収集支援を実施。	・災害廃棄物に係る各種研究やツール開発を実施。 ・災害廃棄物対策に関する情報を一元的に発信する「災害廃棄物プラットフォーム」を運営。 ・DWNの一員として、仮置場の現地確認による専門的な知見からの助言等を実施。
具備要件との合致性	・廃棄物関連団体等と連携した対応が求められるが、既存事業の遂行において 関係者との連携体制が既に構築されており、ネットワーク基盤がある。	・廃棄物処理事業の遂行や現場支援の実績がなく、 事務処理支援が主 となる。	・廃棄物処理事業の遂行や行政機関の発注・契約実績がなく、 研究・開発が主 となる。 ・平時の研究・開発事業の実施については親和性あり。

✓ 中間貯蔵・環境安全事業 (JESCO) が専門支援機関の有力候補として検討された

今後公表される国の動向を踏まえて、ブロック行動計画の見直しを図る